

番号	(1)
項目	<p>ピースおおさか展示リニューアルに係る文書の非公開決定処分についての損害賠償請求事件の裁判は、2019年5月24日の最高裁判所の決定により大阪高等裁判所の判決が確定しました。</p> <p>この裁判において、貴職らが裁判所に提出した数多くの証拠書類によって、松井一郎前大阪府知事と橋下徹元大阪市長が、教育基本法第16条及び大阪府の出資法人等の関与事項等を定める条例に違反し、(公財)ピースおおさかの展示内容に不当に干渉して改悪再開館されたことが明かになりました(参考1)。これらの証拠書類は立証の目的が異なっているとは言え、貴職らが見解の相違とは主張できない客観的な事実を裁判所に提出した書類です。このような違法な手段によって改悪再開館されたピースおおさかに正当性はありません。</p> <p>また、判決では、「展示内容に関しては、先の大戦に対する歴史認識にも深く関わり、・・・社会的関心が高く公益性の高い」(参考2)と認定されていることからも、松井一郎前大阪府知事と橋下徹元大阪市長の不当な干渉によって戦争の加害という歴史的客観的事実が消し去られて改悪再開館されたピースおおさかは改められなければなりません。</p> <p>については、設置理念に則った平和資料館に立ち戻らすため、改悪される前の戦争の加害と被害の展示物を復活させることを求めます。</p>
(回答)	
担当	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当 電話: 06-6539-3346

番号	(2)
項目	<p>改悪再開館された後のピースおおさかには、歴史に基づくまともな解説が全くないまま「奉安庫」が設置され「教育勅語」が、展示されました。「奉安庫」と「教育勅語」は、天皇制軍国主義が子どもたちを侵略戦争に駆り立てるための装置でした。この侵略戦争の装置を無批判に展示していることを見ても、ピースおおさかは平和資料館とは真逆の侵略戦争賛美館へと変質してしまったと感じさせられます。今まさに、天皇制を賛美し戦争のできる国づくりが進められている動きのなかにあって、ピースおおさかは明らかにこの動きに棹さす資料館になりつつあるのではないか、という危惧を抱かせます。</p> <p>憲法前文にあるように、わたしたちは、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し」た者として、ピースおおさかが、植民地支配と侵略戦争において天皇・日本政府・日本企業が行った犯罪の事実を包み隠すことなく展示する資料館となることを強く求めます。</p>
(回答)	
担当	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当 電話：06-6539-3346